

※ 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術

実施期間（令和4年1月1日～令和4年12月31日）

手術名	手術の実施件数
頭蓋内腫瘍摘出術等	2
黄斑下手術等	0
鼓室形成手術等	0
肺悪性手術等	0
経皮的カテーテル心筋焼灼術	29
靭帯断裂形成手術等	0
水頭症手術等	18
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
尿道形成手術等	0
角膜移植術	0
肝切除術等	4
子宮付属器悪性腫瘍手術等	0
上顎骨形成術等	0
上顎骨悪性腫瘍手術等	0
バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
母指化手術等	0
内反足手術等	0
食道切除再建術等	0
同種死体腎移植術等	0
胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	136
人工関節置換術	18
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	20
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	1
経皮的冠動脈形成術	26
（再掲）急性心筋梗塞に対するもの	2
（再掲）不安定狭心症に対するもの	5
（再掲）その他のもの	19
経皮的冠動脈粥腫切除術	0
経皮的冠動脈ステント留置術	75
（再掲）急性心筋梗塞に対するもの	13
（再掲）不安定狭心症に対するもの	13
（再掲）その他のもの	49